

深谷市告示第 3 3 1 号

制限付一般競争入札（事後審査型）を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び深谷市契約規則（平成 2 4 年深谷市規則第 2 7 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 1 0 月 2 1 日

深谷市長 小 島 進

1 入札対象工事

- （１） 工 事 名 道路改良工事（R 4 － 1 3）
- （２） 工事場所 深谷市小前田地内
- （３） 工事期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- （４） 工事概要 設計図書のとおり

2 入札手続等の方法は埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

3 入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

令和 4 年 1 0 月 2 1 日（金） 午前 9 時から

令和 4 年 1 1 月 7 日（月） 午後 3 時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

4 入札執行の日時等

- （１） 入札書・入札金額見積内訳書提出期間

令和 4 年 1 1 月 8 日（火） 午前 9 時から

令和 4 年 1 1 月 9 日（水） 午後 1 時まで

(ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

(2) 開札日時 令和4年11月10日(木)

午前9時からの2番目

(3) 上記の期間・日時は変更することがある。この場合は、電子入札システム上で案内する。

5 入札に参加できる者の形態は単体企業とする。

6 入札に参加しようとする者に必要な資格は次のとおりである。

(1) 深谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則(平成21年深谷市規則第30号)に基づく令和3・4年度深谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載がある者であること。

(2) 市内に本店を有し、かつ、契約締結の権限を有する者を置く者であること。

(3) 土木一式工事の業種に登録があり、格付がB級の者であること。

(4) 施行令167条の4に該当しない者であること。

(5) 本公告から契約締結までの間に深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(6) 本工事に対応する工種に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づく許可を受けている者であること。
ただし、下請代金の総額が4,000万円(建築一式工事である場合は6,000万円)以上となる場合は、特定建設業許可を受けている者であること。

(7) 工事の施工に当たり建設業法第26条に基づく技術者を置くことができる者であること。なお、配置予定技術者については、建設業法、建設業法施行令及び深谷市建設工事における

技術者の専任に係る取扱要領等の規定によるものとする。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(9) 建設業法第27条の23第1項に基づき、当該業種に関して、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者であること。

(10) 入札に参加する者同士について、代表権を有する者が同一の会社及び役員が兼務している会社でないこと。

(11) 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。

7 入札参加資格の有無の確認は、深谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱に基づき入札執行後に確認する。

8 設計図書等

(1) 公開日 令和4年10月21日(金)

(2) 工事仕様書その他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システムからダウンロードすること。

9 設計図書等に関する質問は、受付期間内に質問書を電子入札システムにより提出すること。

(1) 受付期間

令和4年10月21日(金) 午前9時から

令和4年11月1日(火) 正午まで

(ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。)

(2) 質問に対する回答は、電子入札システムにより、令和4年11月4日(金)までに掲示する。

10 深谷市最低制限価格制度取扱要綱第4条第1項の規定に基づき、最低制限価格を設定する。

11 入札保証金は、深谷市契約規則第8条により免除する。

12 契約保証金は、深谷市契約規則第28条第1項により契約金額の100分の10以上納付すること。

13 支払条件

(1) 前金払は、請負代金額が300万円を超えるものを対象とする。(その金額は、請負代金額の10分の4以内とし、1億5,000万円を限度とする。)

(2) 中間前金払は、請負代金額が500万円を超え、かつ、工期が60日を超えるものを対象とする。(その金額は、請負代金額の10分の2以内とし、7,500万円を限度とする。)

(3) 部分払はしない。

14 落札者の決定方法等

(1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、電子入札システムから通知する保留通知書の理由欄において落札候補者の名称を記載する。

(2) 落札候補者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書」「一般競争入札参加資格等確認資料」及び「社会保険等の加入確認資料」等の指定された書類を、保留通知書を受けた日の翌

日から起算して2日以内（ただし、深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）に提出すること。

（3） 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしているとき、その者を落札者とする。

（4） 落札候補者となるべき価格について、同価の入札が2者以上あった場合は、電子入札システムにより電子くじを利用し落札候補者を決定する。

15 現場代理人の兼務については、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領による。

16 入札に関する注意事項

（1） 落札決定に当たっては、入札書記載の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とするので入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

（2） 電子入札システムから様式をダウンロードし、入札時に入札書とともに入札金額見積内訳書を提出すること。ただし、再度入札においては入札金額見積内訳書の提出は求めない。

（3） 電子入札システム上で競争参加資格確認申請受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

（4） 開札をした場合において、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度入札を実施する。

（5） 再度入札は2回までとする。なお、再度入札執行の日時等は、電子入札システムの再入札通知書により通知する。

（6） 1回目の再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し

た者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、1回目の再度入札に参加することができない。

(7) 2回目の再度入札に参加できる者は、1回目の再度入札に参加した者とする。ただし、1回目の再度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、2回目の再度入札に参加することができない。

(8) 深谷市競争入札参加者心得第17条に規定する入札は無効とする。

17 入札の延期等

(1) 必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取消す。

(2) (1)の場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできない。

18 この公告に定めるもののほか、本工事に係る入札・契約手続きについては、深谷市契約規則、深谷市最低制限価格制度取扱要綱、深谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱、深谷市競争入札参加者心得、入札参加者の遵守事項、深谷市公共工事等電子入札運用基準及び設計図書等の定めるところによる。

19 問合せ

深谷市役所総務部契約検査課

TEL 048-571-1211（代表） 内線4552